

一般社団法人立川観光コンベンション協会 会員規約

(目的)

第1条 この会員規約は、一般社団法人立川観光コンベンション協会（以下、「当協会」という。）の会員制度に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 当協会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 社員会員 立川市の観光及びコンベンションに関する当協会の目的に賛同し、社員として当協会の諸活動を行う個人又は団体
- (2) 正会員 立川市の観光及びコンベンションに関する当協会の目的に賛同する個人又は団体
- (3) 賛助会員 立川市の観光及びコンベンション振興に深い関心があり、当協会の運営に協力する経済団体、大学、研究機関、行政機関、観光関連団体、MICE 関連団体等

(入会基準)

第3条 当協会への入会基準は、以下の基準によるものとする。

- (1) 当協会の目的に賛同する者であること。
- (2) 過去において当協会の会員であった場合、除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がない者であること。
- (3) 暴力団その他の反社会的勢力に属する者でないこと。

(入会)

第4条 当協会の会員になろうとする者は、入会申込書申込書（第1号様式）を会長に提出して、入会の申込みを行うものとする。

- 2 社員会員の入会は、社員総会においてその可否を決定し、会長がこれを本人に通知するものとする。
- 3 正会員及び賛助会員の入会は、会長がその可否を決定の上、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第5条 当協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、以下の金額を納入するものとする。

- (1) 社員会員 年会費 1口 10,000 円、100 口以上
 - (2) 正会員 年会費 1口 10,000 円、1 口以上（ただし、当協会理事は 5 口以上）
- 2 会費は、その年額を一括で払い込むものとする。
 - 3 年度の途中において入会した者の会費の額は、入会が毎年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日のときは年額の全額、同年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日のときは年額の 2 分の 1 とする。

(特例措置)

第6条 自然災害や社会的な異常事態等、特別の事由が生じたときは、会員からの申請により、会長は会費の猶予、減免、又は免除の決定をすることができる。

- 2 取り扱いの基準については、理事会の承認を得て別に定めるものとする。

(会費の不返還)

第7条 会員が既に納入した会費については、返還しない。

(届出事項の変更)

第8条 会員は、次の以下の事項に変更があった場合には、届出事項変更届（第2号様式）により速やかに当協会に届け出をするものとする。

- (1) 事業者名
- (2) 所在地、電話番号、FAX 番号及びメールアドレス等
- (3) 代表者名及び代表者役職名
- (4) 業種
- (5) その他、当協会に連絡すべき変更事項

(任意退会)

第9条 会員は、退会届（第3号様式）を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(禁止事項)

第10条 会員は、当協会による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 当協会若しくは会員の権利、名誉又は財産を侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為
- (2) 当協会又は会員に不利益や損害を与える行為、又はそれらのおそれのある行為
- (3) 当協会の運営・活動を妨げる行為、及び信用を毀損する行為
- (4) 公序良俗に反する行為、若しくは反するおそれのある行為
- (5) 犯罪的行為、若しくは犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
- (6) 反社会的勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当協会は社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この会員規約その他の規則に違反したとき
 - (2) 当協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 当協会が前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、社員総会の日々の1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該社員総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前2項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第4条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 当該会員の資格喪失につき、すべての社員会員が同意したとき

- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき
- (4) 会員である事業所又は団体が解散又は消滅したとき
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、当協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、当該会員に未履行の義務あるときは、これを免れることはできない。
- 3 会員がその資格を喪失したとき、当該会員が既に納入した会費及びその他の拠出金について当協会は返還しない。

(反社会的勢力への対応)

- 第 13 条 当協会は、会員が以下のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格を取消することができるものとする。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）に属すると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (6) 自ら又は第三者を利用して、当協会又は当協会の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき
- 2 当協会は、会員が自ら又は第三者を利用して以下のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格を取消することができるものとする。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流し、偽計を用い又は威力を用いて当協会の信用を毀損し、又は当協会の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当協会は、本条の規定により、会員資格の取消をした場合には、会員に損害が生じても当協会は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、これにより当協会に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとする。

(規約の変更)

- 第 14 条 当協会は、円滑な運営のために必要と判断される場合、社員総会の議決を経て、本規約を変更することができる。

附 則

(施行期日)

この会員規約は、2021 年 11 月 8 日から施行する。